

行為の種類別		対象となる規模	
		町内全域(右記以外の区域)	蘭(あらぎ) 島景観重要地域
建築物	・新築(新設) ・増築 ・改築 ・移転	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超	・建築面積30㎡超
工作物	・外観を変更することになる 修繕、模様替え ・色彩の変更(※1)	・高さ13m超 ・築造面積1,000㎡超	・石積み、屋外の自動販売機、 電波塔、風力発電施設、その他これに類するもの…すべて ・その他の工作物…高さ5m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		・都市計画区域内…3,000㎡超 ・都市計画区域外…1万㎡超	・1,000㎡超
土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更			
屋外における土石、廃棄物、再生資源、 その他の物件の堆積(※2)		・3,000㎡超	

※1：当該行為に係る面積の合計が400㎡または外観に係る面積の過半を超えるもの

※2：堆積期間が90日を超えないもの

## 一定規模以上の建築や開発などを行う場合は、届け出が必要です

有田川町景観計画では、景観の悪化を予防し、より良い景観づくりを進めるため、一定規模以上の建築や開発などを行う際のルールを景観形成基準として設定しています。

## 一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

一定規模以上の建築や開発などを行う場合は、この基準に従って良好な景観が形成されるように、景観法に基づいて町への届け出が必要です。

### 問 吉備庁舎建設課

一定面積以上の土地		土地売買等の契約
都市計画区域内	5,000㎡以上	売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡 など
都市計画区域外	1万㎡以上	
なお、個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取り引きごとに届け出が必要です。		

※届け出は土地の所得権利者(買主など)が行います。

※契約した日を含めて、2週間以内に届け出てください。

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届け出制を設けています。

一定面積以上の土地について、売買などの取り引きを行った場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

### 問 吉備庁舎建設課

## 「プラスワン休暇」で連続休暇に

### ● プラスワン休暇とは

土曜日・祝日に年次有給休暇を組み合わせて連休にすることです。労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇を付与することができます。

### ● 計画的な休暇の取得のために

- ・年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。
- ・働き方や休み方を変える第一歩として「プラスワン休暇」を実施しましょう。
- ・年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

### 問 金屋庁舎商工観光課